一般財団法人四極会女性部会会則

平成30年2月7日制定

(名称)

第1条 本会は、一般財団法人四極会女性部会という。

(目的)

第2条 本会は、一般財団法人四極会、大分大学経済学部及び大学院経済学研究科と四極会の女性会員と 連携を保ち、女性会員相互間の親睦を図り、四極会の発展に資することを目的とする。

(事務局及び事務局長)

- 第3条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局長は、会長がこれを指名する。
- 3 事務局長は会長の命を受け、総会の招集等本会の業務を処理する。
- 4 事務局長の職務その他必要な事項については、会長がこれを定める。

(事業)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達するため、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 四極会、大分大学経済学部及び大学院経済学研究科との連携、協力の推進に関する事項
 - (2) 会員相互の連携及び親睦に関する事項
 - (3) その他第2条の目的に照らし必要と認める事項
- 第5条 本会は、毎年1回、総会を開催する。
- 2 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
- (1)役員の選任に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) その他役員会が必要と認める事項
- 3 総会は、会員総数の3分の1以上の出席により成立し、総会の議事は出席した会員の過半数により議決する。

(会員)

第6条 本会は、大分大学経済学部を卒業し、又は大学院経済学研究科を修了した四極会の女性会員のうち本会に入会することを希望する者によって組織する。

(役員)

- 第7条 本会には、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 若干人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、前項に定める役員のほか、必要に応じ、相談役を置くことができる。

(選任)

- 第8条 会長は、総会において選任する。
- 2 前条第1項に定める役員は、総会の承認を経、会長がこれを指名する。

(職務)

- 第9条 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- 第10条 副会長は、会長を補佐し、会務の遂行に当たる。

2 会長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ定められた順位に従い、副会長がその職務を代行する。

(任期)

- 第11条 役員及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期が満了した場合においても、後任の役員が就任するまでの間は、前任の役員がその職務を 行う。

(役員会)

- 第12条 役員会は、会長及び副会長をもって構成する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集し、その議長となる。
- 3 役員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1)総会に付義すべき事項
 - (2) 本会の管理運営に関する常例的な事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

附則

この会則は、平成30年2月7日から施行する。